

経営戦略会議付議事項書

提出年月日:平成 26 年 7 月 17 日

付議事項提出部局	環境生活部市民交流課
該当する審議事項	(3)重要な施策及び事業計画に関する事項
件名	地区集会所建設等補助制度の見直しについて
付議事項の概要	<p>この補助制度は、自治会等が所有、維持管理している集会所を対象としており、地域のコミュニティ活動の場を確保することを目的として行う。</p> <p>また、建設や改築に加え、集会所の長寿命化や、今後の人口減少による集会所の統合の支援のための補助等を設け、自治会の負担を軽減していく。</p>
審議の論点	<p>改善点</p> <p>①補助金額の考え方 延床面積に応じて3段階にわけて補助額を設定し、上限を設ける。 また、増築・修繕・バリアフリー改修、購入に対する補助を設ける。さらに、複数自治会で1の集会所を建設・改築・購入した場合の補助を加える。 なお、購入の場合で、修繕・バリアフリー改修が必要な場合は、合わせて補助することとする。</p> <p>②再補助の年数 建設・改築の再補助までの年数は、減価償却資産の耐用年数に設定した。 木造24年、鉄骨造30年、鉄筋造50年 購入物件の条件は、上記の耐用年数が1/2以上が残っている物件とし、残りの耐用年数の期間が経過するまでは再補助しない。 増築・修繕の耐用年数は、他市を参考に再補助の年数を設定。</p> <p>③今後の人口減少による集会所の統合・公共施設のマネジメントの考慮 建設・改築・購入の場合は、事前に位置図の提出を求め、対象地区内に同種の建築物がないか、また、利用可能な公共施設がないかなどを庁内で協議する。</p> <p>④補助の対象 1自治会に1箇所と想定(連合会を組織している自治会、1自治会内で認可地縁団体などの形式で複数の集会所を所有している場合は別途協議する。) ※財政シュミレーション 建設・改築について、現在の同規模・同構造で改築することを想定し、試算。</p>
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <p>平成 26 年 6 月 20 日に審議いただいた「地区集会所建設等補助制度」について、改めて提案する。</p>
関係資料	有

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成26年7月17日

付議事項提出部局	危機管理部危機管理課	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	地区集会所に整備される防災倉庫補助について	
付議事項の概要	<p>○阪神・淡路大震災以降、市民に対し食料、飲料水など3日間の備蓄を呼びかけてきたが、平成25年6月に国の中央防災会議が公表した「南海トラフ巨大地震に関する最終報告」によると、7日間の備蓄に変わってきた。また、平成26年3月に三重県が公表した「三重県地震被害想定調査の概要」によると、避難者数が8,011人から約73,000人に増加した。市による備蓄には限界があることから、自助、共助による備蓄を推進していくため、自主防災隊の食料等購入に対する補助とそれらを入れる防災資機材庫（物置等）に対する補助を行っている。</p> <p>しかし、備蓄が3日間から7日間に増えたことで、備蓄倉庫の必要性が増すことから、地区集会所の新設に伴い防災倉庫を整備する場合の補助を創設し、公助による備蓄の環境整備を図る。</p> <p>※平成27年度の地区集会所新築補助要望7件</p>	
審議の論点	<p>○市民交流課が担当する地区集会所の新築補助と合わせて防災倉庫を整備する場合に補助を行ってよいか。</p> <p>○地区集会所に整備する防災倉庫への補助率及び金額は、面積按分による防災倉庫建築費の2/3以内の額とし、200万円を限度額としてよいか。</p> <p>※市民交流課の地区集会所の補助限度額600万円と合わせると最高800万円の補助となる。</p> <p>○現在、自主防災組織が設置する防災資機材庫（物置等）に対する補助限度額を100万円から200万円に増額してよいか。</p>	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の自主防災組織が設置する防災資機材庫（物置等）に対する補助（補助率：実費の2/3以内、限度額：100万円） 	
関係資料の有無（○をする）	<p>○ ・ 無</p>	